

令和4年4月22日

福生市における新型コロナウイルス感染症対策について
～リバウンド警戒期間の延長を受けて

福生市新型インフルエンザ等対策本部長
福生市長 加藤 育 男

東京都の「リバウンド警戒期間」の延長に伴い、現行の福生市における新型コロナウイルス感染症対策の対応期間の終日を令和4年4月24日から同年5月22日に変更する。

なお、当該対応期間の福生市における新型コロナウイルス感染症対策については、次の表のとおりとする。

区 分	対 応
時間外開庁 (市役所及び保健センター)	感染防止対策を行った上で、通常どおりの対応とする。
公共施設	感染防止対策を行った上で、通常どおりの対応とする。ただし、感染症対策上その他必要と認めるときは、施設の利用を制限することができる。(福祉センターの入浴関連施設、公園のバーベキュー施設等)
学校 (小・中学校)	福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～「学校の新しい生活様式」～(令和3年4月26日版)に基づき、感染防止対策を万全に行った上で、通常の教育活動を行うものとする。
保育園	感染防止対策を行った上で、通常どおりの対応とする。
学童クラブ	感染防止対策を行った上で、通常どおりの対応とする。
ふっさっ子の広場	学校の対応に準ずるものとする。
イベント等	新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針(令和2年2月26日決定)、国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。
市職員の体制	テレワーク等を推進し、感染防止に努めるものとする。
会議	感染防止対策を行った上で、通常どおりの対応とする。ただし、必要と認めるときは、オンライン、書面開催等により会議を行うことができる。
出張等	感染防止対策を行った上で、通常どおりの対応とする。

なお、上記表に定めるほか、必要と認められる場合は、本部長の判断により、感染拡大防止に資する対応を追加等し、又は同表の内容の変更等を行うものとする。